

## < まえがき >

研究会代表 芦名定道

この論文集は、「宗教的寛容」研究会の 2005 年度の活動報告書であり、2004 年度の報告書『宗教と寛容』といわば対をなすものである。すでに前回の報告書『宗教と寛容』の「まえがき」で説明したように、本研究会は、21 世紀 COE プログラム「グローバル化時代の多元的人文学の拠点形成」内の研究班「多元的世界における寛容性について研究」（「寛容性」研究班）のサブ研究会として位置付けられるものであり、2004 年度から研究会活動を開始した。2004 年度の「宗教と寛容性」から 2005 年度の「宗教と公共性」へという研究テーマの展開は、「寛容性」研究班における共同研究の展開に歩調を合わせたものにほかならない。

なぜ、「寛容性から公共性へ」なのかについては、本報告書冒頭の拙論を参照いただくことにして、ここでは、2005 年度の「宗教的寛容」研究会における研究活動の概要について、簡単に説明を行っておきたい。2005 年度の研究会を開始するに当たって、前年度の報告書『宗教と寛容性』の合評会を行い、本年度の研究会の方向性が議論された。そこで確認されたのは、次の 2 点である。1．多様な連関で問題とされる宗教的寛容という問題に対して理論的にアプローチするために、共同研究の視点を明確化すること。2．宗教的寛容が問われる具体的な問題状況に留意すること。「寛容性から公共性へ」という議論の展開は、これらの内の前者に関わっており、研究会は、まず現代思想における公共性概念の概要（アーレントとハーバーマスを手がかりに）の把握からスタートし、その後、研究会メンバー各自の専門研究領域と関連づけながら、月に一回のペースで研究会が進められた。それぞれの研究発表の具体的な内容に関しては、本報告書の最後に掲載された「2005 年度宗教的寛容研究会活動記録」、あるいは研究会のホームページをご覧いただきたい。

以上のような経緯で、2005 年度の研究会は実施されたが、本報告書に収録された論文は、いずれも、研究会における研究発表をその後の討論をもとに論文化したものである。もちろん、論文執筆者の多くは大学院博士後期課程に属する若手研究者であり、それぞれの論文には未熟な点が見られないわけではない。その意味では、研究の中間報告と言うべきかもしれない。しかし、本報告書が、「寛容性」研究班における若手研究者の育成の一つの成果であることをご考慮いただき、ご機会があれば、それぞれの執筆者へアドバイスいただければ、幸いである。

2006 年 4 月



## 序論 宗教的寛容から公共性へ

芦名 定道

多元化そしてグローバル化によって特徴づけられる現代世界において、宗教は民族とともに、しばしば様々な対立の主要な要因とみなされてきている。実際、宗教の相違を背景に、あるいはそれを根拠として、紛争が引き起こされる例は少なくない。こうした状況の中で、宗教的多元性の状況下における寛容（とくに宗教的寛容）の可能性とその実現に向けて、理論的また実践的に多くの努力がなされつつある。現代キリスト教思想研究の主要課題の一つはここにあると言える。

しかし、宗教的寛容を論じることは容易ではない。というのも、「寛容」はその文脈に応じてきわめて多義的に使用され、宗教的寛容で問われる問題は広範に及んでいるからである - たえば、寛容が問われる領域は、国際政治というグローバルな大きさから、家族内の私的な広がりまでの多様な範囲にわたる - 。（<sup>1</sup>）とくに、「寛容」という日本語の含意の広がりもあって、宗教的寛容の意味はとらえどころもなく、拡散する傾向にある。そこで問題になるのは、宗教的寛容について有効な議論をどのように構築するのかということである。これに関して、網羅的あるいは体系的な議論を行うことは現時点で困難であるが、以下、本報告書における議論を念頭に置きつつ、簡単な指摘を行っておきたい。

まず、宗教的寛容の議論を行う場合、多様な問題群の全体を包括的に扱うのではなく、具体的かつ実証的に検討可能なテーマから議論を始めるのが有効と思われる。たとえば、これに関して論者は、現在次の二つの問題に注目している。一つは、西欧近代の宗教状況を特徴づける「信教の自由」と「政教分離」という問題、もう一つは、東アジアの宗教多元性下における寛容という問題である。（<sup>2</sup>）前者は、宗教的多元性の状況下での市民社会の秩序形成に関わる古典的な問題であり、「宗教的寛容」を実証的に論じる上で、もっとも確実な議論が可能なテーマと言える。本稿で、「宗教的寛容性から公共性へ」という論点を提示する際に、その前提として念頭に置かれているのは、この問題である。それに対して、後者の問題は、「宗教的寛容性から公共性へ」という論点をめぐって展開される議論の検証に関係している。宗教的寛容をめぐって展開される理論は、具体的な事例に適用されることによって検証されねばならない。おそらく、東アジアの宗教的多元性の状況は、こうした検証にとってもっとも適切な領域の一つであろう。

次に、指摘したいのは、「宗教的寛容性から公共性へ」という論点の意味である。すでに指摘したように、宗教的寛容はきわめて多様な領域において論じることが可能であるが、今後の新たな理論形成を考える上で、「公共性」はきわめて重要な視点を提供してくれるように思われる。実際、宗教的多元性（とくに、宗教間対話などの問題）と公共性や公共哲学といった論点を結びつける試みについては、すでにいくつかの提案がなされ、議論が開始されている。（<sup>3</sup>）もちろん、「宗教的寛容性から公共性へ」という論点を本格的に展開すること自体は、今後の課題と言わねばならないが - 本報告書『宗教と公共性』はその具体的な取り組みの一例である - 、そのポイ

ントのいくつかについて確認することは可能であり、また有益であろう。以下、本報告書『宗教と公共性』で問われるべきポイントを指摘することによって、報告書の内容への導入としたい。

## 1. 「公共性」の意味

まず、「宗教的寛容性から公共性へ」という論点を説明する際に必要となるのは、「公共性」についての最低限の概念規定である。ここでは、斉藤純一『公共性』（岩波書店）による用語解説を参照することにしたい。<sup>(4)</sup> 斉藤は、この著書において「公共性」(publicness)をめぐる現在の錯綜した議論に対して適確な見取り図を与えているが、それに先だって、公共性が含意するものとして、次の三つの意味を指摘している(斉藤[2000], viii-xi)。第一は、「国家に関係する公的な(official)ものという意味」であり、この意味における「公共性」に対応するものとしては、「信教の自由」という意味での宗教的寛容を可能にする条件としての「政教分離」システムにおける、「教」(church)に対する「政」(state)を挙げることができるであろう。「この意味での「公共性」は、強制、権力、義務といった響きをもたずである」(ibid., ix)との指摘は、その通りである。第二は、「特定の誰かにではなく、すべての人々に関係する共通のもの(common)という意味」である。後に指摘するように、この意味における「公共性」の問題は、「すべての人びとに関係する共通のもの」に関して、この「すべての人びと」の範囲をどのように設定するかによって、たとえば、宗教的寛容の内容が大きく異なってくるという点にある。第三は、「誰に対しても開かれている(open)という意味」であり、アーレントが「公共的」という言葉について論じる「現われの空間」(the space of appearance)は、この意味に対応している。以上について注意すべきは、斉藤が指摘するように、これら三つの意味は論理的に整合的なものとして解されるべきではなく - したがって、これら三つの意味は、「公共性」の完全な定義を与えるものではない -、「公共性」をめぐるなされる様々な言述を整理するための諸規定と考えるべきであるという点である。「いま挙げた三つの意味での「公共性」は互いに抗争する関係にもある」(ibid.)。さらに、「公共性」については、様々な「人びとの間に形成される言論の空間」「公共圏」(複数形)と、この様々な公共圏がメディアを通じて相互に関係し合う「言説のネットワークの総体」(単数形)という二つの次元を含んでいることにも、留意しなければならない。

## 2. 西欧近代の宗教的寛容論の問題点

現代世界において、信教の自由と政教分離とは、西欧的な近代国家であるか否かをわけるメルクマールとして位置付けることができる。その点は、ソビエト社会主義共和国連邦憲法(基本法)でも(第52条)、また中華人民共和国憲法でも(第36条)、同様である(宮沢俊義編『世界憲法集』岩波文庫 1983年、を参照)。もちろん、政教分離といっても、アメリカとフランスでは、その意図と実態においてかなりの相違が存在しており、また完全な国家と宗教との分離といった理想状態は現実には存在しないとわねばならない。<sup>(5)</sup> つまり、信教の自由や政教分離において前提とされる「公と私の二分法」は、それ自体曖昧な内容を含んでおり、この原則を単純に自明

(4)

視することによっては、現実の宗教状況、とくに多元性の下での対立状況を捉えるには限界がある。この公私二元論に対して、「政府の公/民(人々)の公共/私的領域」の相関的三元論に立つ新たな公共哲学が提起している事柄は、まさにこの問題に関わるものなのである。<sup>(6)</sup> 近代以前の社会システムが、政教一致と言うべき構造を有していること、そしてこの理念は現代においても一定の実効性を有していることなどから見ても、公私二元論が、現実の宗教状況からずれを生じていることは明らかである - これは政教分離の実態にはかなりの幅があるということの意味するが、そのこと自体は、政教分離原則の意義を必ずしも否定するものではない - 。

近代的な社会システムの形成期(たとえば、17世紀イギリス)において、教派的な多元性を背景とした対立構造を乗り越えて市民社会の秩序を構築するために、道徳的あるいは宗教的信条 - 近代以前の共同体は単一の実体的な「共通善」の理念(道徳的あるいは宗教的信条に表現された)を基盤として秩序化されていた<sup>(7)</sup> - といった対立と混乱の要因を、国家が介入できない私的領域に編入することは、形成途上にあった近代的な市民社会の秩序形成としては不可欠の手続きであった。しかし、ロールズの正義論においても堅持されているこの近代自由主義の原則が現在一定の修正を迫られていることは、リベラリズムとコミュニタリアニズムの論争が示している通りである。<sup>(8)</sup> コミュニタリアニズムの代表の一人に数えられる宗教学者ベラーが示唆するように、おそらく現代の宗教的状況をより適切に理解し、多元性がもたらす対立を克服する道を探る上で - ここで対立の克服と述べたのは、対立が消滅するというのではなく、対立性をいわば昇華・転換することを意味している<sup>(9)</sup> -、「宗教と公共性」の関わりを問い直すことが必要となるのである。「宗教的寛容性から公共性へ」という議論が意図しているのは、近代の宗教的寛容論が依拠する公私二元論の限界を超えて、新たな公共性理解を宗教の視点から構築することなのである。それは、信教の自由や政教分離を核心とする近代的なシステムが、まさに宗教的多元性(教派的多元性)とその状況下での寛容論という問題連関において歴史的に形成されたものであり、また現代の宗教的多元性における対立の主要な場面が公共的な領域であるという認識に基づいている。

### 3. 公共性の多重性 - 公共性とは関係概念である -

先に公共性の一つの含意として、「すべての人びと」に「共通なもの」という意味を挙げたが、この「共通のもの」とは、「すべての人びと」の範囲をどう設定するかによって、多様な形態をことになる - ここに曖昧さが生じる -。たとえば、キリスト教共同体(教会)は、公私二元論の枠組みにしたがえば、公的領域に属する国家や公共団体に対して、私的領域に位置付けられることになる。しかし、キリスト教共同体は決して単純に私的領域として規定することはできない。

東アジアでも、韓国や中国では、メンバー数が数万人を超える教会(メガ・チャーチ)が存在し、多面的な活動を行っている。とくに、韓国のキリスト教会の場合、その活動内容には、病院や大学・学校の経営や、様々な福祉事業やボランティア活動が含まれており、それは決して個人的な内面の領域のみに限定することはできない。実際、韓国ソウル中心部に位置する永楽教会(会員数は5万人を超える)などは、ソウ

ル市と連携して福祉事業を展開しており、こうした現実には、公私二元論の枠組みでは捉えることができない。つまり、メガ・チャーチのような大規模の教会は、それを「すべての人びと」（一つの全体）として位置付けるならば、個人としての教会員にとっては、「共通のもの」としての公共性を十分に有していると考えられるのではないだろうか。これは、メガ・チャーチほどの規模を待たない教会共同体に関しても原理的には妥当する議論であり、「共通なもの」という意味での公共性とは、「すべての人びと」の範囲をどのように設定するかに関連した関係概念と言うべきであろう。この視点から言えば、公私二元論における私的領域に位置付けられる宗教も、その内部での公共性を論じることが可能であり - 公共性のもう一つの意味である、「開かれている」こととの関係が問題になるが - 、また国民国家の存在も、国際社会というグローバルな範囲に位置付けるならば、いわば「私的領域」ということになる。国家と宗教を公私として二元的に単純に分離する見方では、宗教状況の現実性を捉えるには無理があると言わざるを得ない。「私的領域と公的領域との境界は、所与として決定済みのものではなく、不断に構築され変化していくものである」（ムフ [1998]、102 頁）。公的と私的、あるいは公共性は、多様なレベルを相互にリンクさせつつ、多重的に捉えるべきものであり、「政府の公 / 民（人々）の公共 / 私的領域」の相関的三元論は、それを理論化する一つの試みといえよう。

#### 4. 公共性の生成論

以上のように、宗教的現実の観点から見て、公共性が関係的あるいは多重的なものであるとするならば、公共性についての議論は、さらに公共性の生成論へと展開されねばならないであろう。つまり、私的領域（個人 - 家族といった親密圏）、公共性（宗教共同体）、公的領域（公共圏）を繋ぐ、下から上への、同時に上から下への双方向的なダイナミズムの中に、公共性の生成を位置付けるという作業である。

論者は、東アジア・キリスト教を家族という視点から分析することによって、家族のメタファー化という問題を論じたことがあるが、<sup>(10)</sup> 家族という視点は、こうしたダイナミズムを見る上で重要な手がかりとなる。つまり、「教会という信仰共同体は単なる個人としての信仰者の集合体ではなく、「第三のもの」への共通のコミットメントによって結び直された家族を重要な基盤としているのであって、ここに下からの公共性の原型を見ることができるようになる」。 <sup>(11)</sup> 死者儀礼との関連においてははっきりと確認できるように、<sup>(12)</sup> 「家族」とは、宗教的多元性の状況下における対立が顕在化し寛容が問われる場所であるとともに、公共性の生成基盤と成りうる場なのである。家族と宗教共同体の関わりは、宗教的多元性、対立・抗争、寛容を具体的に論じるための重要な素材であると共に、下からの公共性構築の原点として位置付けることができるように思われる。宗教共同体の分析を通して、個人 - 家族の私的レベルと市民社会・国家という公的レベルとを媒介する独自のレベル（公共性のレベル）の存在を明確化することによって、多元性と寛容性をめぐる議論を一步前進させることが、期待できるように思われる。これが、「宗教的寛容性から公共性へ」という論点の意図するところにほかならない。

（あしな・さだみち 京都大学大学院文学研究科助教授）

<注>

- (1) 宗教的寛容をめぐる問題群の広がりに関しては、たとえば次の文献を参照。  
芦名定道「宗教的寛容・問題群の構造 - 問題の整理に向けて - 」『宗教と寛容』宗教的寛容研究会、2005年、3-6頁  
スーザン・メンダス（谷本光男他訳）『寛容と自由主義の限界』ナカニシヤ書店 1997年
- (2) 東アジアの宗教的多元性の状況下での寛容の問題については、次の拙論を参照。  
芦名定道「日本の宗教状況と宗教間対話の可能性」、Journal of the Institute of Asian Area Studies, 釜山外国語大学 アジア地域研究所 2004年、1-18頁
- (3) この点に関しては、次の文献を参照。  
稲垣久和『宗教と公共哲学 生活世界のスピリチュアリティ』東京大学出版会 2004年  
星川啓慈他『現代世界と宗教の課題 宗教間対話と公共哲学』蒼天社出版 2005年  
なお、星川編の『現代世界と宗教の課題 宗教間対話と公共哲学』の内容に関しては、次の書評を参照。  
芦名定道「文献紹介：星川啓慈他『現代世界と宗教の課題 宗教間対話と公共哲学』蒼天社出版」（<http://www.bun.kyoto-u.ac.jp/user/sashina/sub14D15.pdf/>）
- (4) この斎藤純一の著書は、現代の公共性をめぐる諸理論に決定的な影響を与えたアレントとハーバーマスの議論の要点並びに問題点を的確に紹介したのものとして、多くの文献で参照されており、その点で、信頼に値する基礎文献といえる。  
また、公共性をめぐる諸問題についての包括的な議論については、次の文献を参照。  
安彦一恵・谷本光男編『公共性の哲学を学ぶ人のために』世界思想社 2004年
- (5) 政教分離の多様なあり方に関しては、次の文献を参照。  
阿部美哉『政教分離 日本とアメリカにみる宗教の政治性』サイマル出版 1989年
- (6) これは、次の文献などにおいて展開されている、山脇直司の議論である。  
山脇直司『公共哲学とは何か』ちくま新書 2004年
- (7) この点については、次のムフの著書を参照。  
シャンタル・ムフ（千葉眞他訳）『政治的なるものの再興』日本経済評論社 1998年
- (8) この点をふまえた公共哲学形成の試みとしては、注6で引用の山脇文献を参照。
- (9) この点について、ムフは注7で引用の文献で、次のように論じている。  
「ロールズの抱える問題」「紛争、敵対関係、権力関係は姿を消し、政治の領域は道徳の拘束のもとでの私的利害間の合理的な交渉プロセスに矮小化されてしまう」（223）、  
「いかなる合意も、またいかなる客観的かつ差異的なルール体系も、その最も本質的な可能性として、強制という次元を伴っているのである」（285）、  
「多元主義的民主主義の固有の性質は、支配と暴力の欠如にあるのではなく、それらが制限され、かつまた争われることを可能にするための一群の諸制度の確立にある」（295）、  
「われわれに課せられた作業とは、社会的諸関係に本来的に備わっている暴力と敵対性という構成要素を敬遠するのではなく、そうした攻撃的諸力を緩和し転用することのできる諸条件を、また多元主義的民主主義の秩序が可能となる諸条件を、どのようにして創出するかを思考

することにほかならない。」(310)

ハーバーマスが主張する合理的討論における合意形成の問題点は、まさにこの「社会的諸関係に本来的に備わっている暴力と敵対性という構成要素」の理解に関して指摘されているわけであるが、その場合においても、ハーバーマスの言う理想的発話状況が現実の討論の歪みを批判的に検討することを可能にするものであるという点は、十分に評価すべきであろう。

(10) この点については、次の拙論を参照。

芦名定道「東アジアの宗教状況とキリスト教 - 家族という視点から - 」、  
『アジア・キリスト教・多元性』創刊号 現代キリスト教思想研究会 2003 年、  
1-17 頁

(11) 芦名定道「第2章 家族の危機と再生」「第3講 思想」、

芦名定道・土井健司・辻学『改訂新版 現代を生きるキリスト教』教文館  
2004 年、154-155 頁

(12) この点については、次の拙論を参照。

芦名定道・金文吉「死者儀礼から見た宗教的多元性 - 日本と韓国におけるキリスト教の比較より - 」、  
『人文知の新たな総合に向けて(21世紀 COE プログラム「グローバル化時代の多元的人文学の拠点形成」)』第二回報告書 [哲学篇2]  
2004 年、5-23 頁